○金融庁
財務省
経済産業省告示第三号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省告示第三号）第四条第一項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第四条第一項の規定に基づき、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率を次のように定める。

平成二十七年三月十二日

金融庁長官　細溝　清史
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第四条第一項の規定に基づき、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　連結レバレッジ比率（第二条―第九条）
附則

第一章　定義

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　長期決済期間取引　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第五十六条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。

二　子法人等　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第二項に規定する子法人等をいう。

三　デリバティブ取引等　自己資本比率告示第五十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。

四　ポジション　自己資本比率告示第一条第二十四号に規定するポジションをいう。

五　クレジット・デリバティブ　自己資本比率告示第一条第十四号に規定するクレジット・デリバティブをいう。

六　信用事由　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。

七　連結子法人等　株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の子法人等であって、次条に規定する連結レバレッジ比率の算出に当たり、第三条に定める連結の範囲に含まれるものをいう。

八　子会社　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号。以下「法」という。）第二十三条第二項に規定する子会社をいう。

九　レポ形式の取引　自己資本比率告示第一条第九号に規定するレポ形式の取引をいう。

十　自己保有資本調達手段　自己資本比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。

十一　対象資本調達手段　自己資本比率告示第八条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。

十二　再構築コストの額　デリバティブ取引等につき、ポジションを市場で再構築する場合に必要なコストの額をいう。

十三　アドオンの額　デリバティブ取引等につき、将来の時価変動によって生じると見込まれるエクスポージャーの額をいう。

十四　外国為替関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。

十五　金関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。

十六　金利関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。

十七　株式関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。

十八　貴金属関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。

十九　その他のコモディティ関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。

二十　優良債務者　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。

二十一　プロテクション提供者　自己資本比率告示第一条第十五号に規定するプロテクション提供者をいう。

二十二　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　自己資本比率告示第一条第十六号に規定するファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブをいう。

二十三　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　自己資本比率告示第一条第十七号に規定するセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブをいう。

二十四　ウォーク・アウェイ条項　第七条第三項第四号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約において、当事者の一方に取引を終了させることができる事由が発生した場合において、一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当該当事者の相手方が支払額を限定すること又は全く支払わないことを許容する条項をいう。

二十五　参照債務　クレジット・デリバティブにおける信用事由の対象となる債務をいう。

二十六　参照組織　クレジット・デリバティブにおける信用事由の対象となる組織をいう。

二十七　マーケット・リスク相当額　自己資本比率告示第二条各号の算式におけるマーケット・リスク相当額をいう。

二十八　包括的手法　自己資本比率告示第四章第六節第三款に定める計算手法をいう。

二十九　適格金融資産担保　自己資本比率告示第一条第十八号に規定する適格金融資産担保をいう。

三十　証券化エクスポージャー　自己資本比率告示第一条第十三号に規定する証券化エクスポージャーをいう。

三十一　コミットメント　自己資本比率告示第一条第六十八号に規定するコミットメントをいう。

三十二　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務　自己資本比率告示第五十五条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務をいう。